

宝塚市入札等参加指名停止基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市の発注する工事、売買、貸借、請負その他（以下「市発注工事等」という。）の契約に関して適正な履行を確保するため、宝塚市契約規則（平成22年規則第9号。以下「契約規則」という。）第16条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）に対する入札参加指名の停止（以下「指名停止」という。）の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名の停止等)

第2条 市長は、登録業者が別表に定める措置要件のいずれかに該当するときは、同表に定めるところにより指名停止の期間を定め、指名停止を行うものとする。この場合において指名停止の期間は、登録業者が別表に定める措置要件に該当した事実を市長が認定した日の翌日から起算するものとする。

2 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前項の規定により指名停止となっている登録業者の当該入札への参加を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、前項の規定により指名停止となっている登録業者を当該入札における指名業者としてはならない。

3 市長は、一般競争入札を実施しようとする場合において、登録業者が当該入札への参加資格を認められた後に指名停止となったときは、当該登録業者を当該入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合において、既に指名している登録業者が指名停止となったときは、その指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、登録業者が一の事案により別表に定める措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件に規定する指名停止の期間のうち最も長い期間を適用する。

2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める指名停止の期間に2を乗じて得た期間を指名停止の期間とする。ただし、通算して3年を超えない期間とする。

(1) 指名停止の期間中又は指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表に定める措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。)

(2) 別表2不正行為等に基づく措置基準の項第1号に定める指名停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該指名停止に係る措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表2不正行為等に基づく措置基準の項第2号又は第3号に定める指名停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 前条第1項及び前2項の規定にかかわらず、市長は、登録業者について特別の事由があると認める場合は、前2項及び別表の規定による指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

4 前条第1項並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、登録業者に極めて悪質な行為があると認める場合又は極めて重大な結果を生じさせたと認める場合は、第1項及び第2項並びに別表の規定による指名停止の期間に2を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。ただし、通算して3年を超えない期間とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、市長は、登録業者又はその使用人等(以下「登録業者等」という。)が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反する等の不正行為を行った場合(前条第2項及び第4項の規定に該当する場合を除く。)の指名停止の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 市長が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、登録業者等の契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該案件について、別表2不正行為等に基づく措置基準の項第2号(1)ア若しくは(2)ア又は第3号(1)に該当した場合 同表に定める指名停止の期間に2を乗じて得た期間

(2) 別表2不正行為等に基づく措置基準の項第2号に該当する登録業者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は審決において、首謀者であることが明らかになった場合(前号の規定に該当する場合を除く。) 同表に定める指名停止の期間に2を乗じて得た期間

(3) 別表2不正行為等に基づく措置基準の項第2号に該当する登録業者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があった場合(前2号の規定に該当する場合を除く。) 同表に定める指名停止の期間に2を乗じて得た期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定により市長による調査を行った結果、入札談合等関与行為があったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表2不正行為等に基づく措置基準の項第2号に該当する登録業者等に悪質な事由がある場合(前3号の規定に該当する場合を除く。) 同表に定める指名停止の期間に1月を加算して得た期間

(5) 本市又は他の公共団体等の職員が、競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(同法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の被疑事実により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の被疑事実に関し、別

表第2不正行為等に基づく措置基準の項第3号に該当する登録業者等に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当する場合を除く。） 同表に定める指名停止の期間に1月を加算して得た期間

2 第2条第1項の規定にかかわらず、別表第2不正行為等に基づく措置基準の項第2号の規定に該当する登録業者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、市長は同表に定める指名停止の期間に2分の1を乗じて得た期間を指名停止の期間とすることができる。

（指名停止期間の変更）

第5条 市長は、指名停止の決定後に、登録業者が第3条第3項若しくは第4項又は前条第1項第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定に該当することが明らかになった場合は、指名停止の期間を当該規定により変更するものとする。

（下請負人等に関する指名停止）

第6条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人等があるときは、同項及び前3条の規定により当該下請負人等についても、元請負人等と同期間の指名停止を行うものとする。

（特定共同企業体に関する指名停止）

第7条 市長は、特定共同企業体が別表に定める措置要件のいずれかに該当するときは、当該特定共同企業体の構成員（当該指名停止について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）について、別表に定めるところにより指名停止の期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行った登録業者を構成員に含む特定共同企業体について、同項及び第3条から第5条までの規定により当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

（指名停止の解除）

第8条 市長は、指名停止期間中の登録業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかであると認められる場合は、指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第9条 市長は、第2条から第4条までの規定により指名停止を行ったとき、第5条の規定により指名停止期間の変更を行ったとき、第6条若しくは第7条の規定により指名停止を行ったとき又は前条の規定により指名停止を解除したときは、遅滞なくその旨を当該登録業者に通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認めるときは、当該通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、登録業者が改善措置を講じたときは、必要に応じ当該改善措置について報告を求めることができる。

(随意契約における相手方の制限)

第10条 市長は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、指名停止期間中の登録業者を契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第11条 市長は、指名停止期間中の登録業者が市の発注する工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、登録業者又は下請負人等に対し、書面又は口頭で警告又は指導を行うことができる。

(施行の細目)

第13条 この基準に定めるもののほか、指名停止に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この基準の規定は、施行日以後に行われた指名停止の対象となる行為について適用し、同日前行われた指名停止の対象となる行為については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この基準の規定は、施行日以後に行われた指名停止の対象となる行為について適用し、同日前行われた指名停止の対象となる行為については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この基準の規定は、施行日以後に行われた指名停止の対象となる行為について適用し、同日前行われた指名停止の対象となる行為については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和3年1月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の規定は、施行日以後に行われた指名停止の対象となる行為について適用し、同日前行われた指名停止の対象となる行為については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の規定は、施行日以後に行われた指名停止の対象となる行為について適用し、同日前行われた指名停止の対象となる行為については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料又は契約時に本市に提出した資料に虚偽の記載等をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	6月
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	3月
<p>3 市発注工事等以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する公共工事等（注1）の県内における施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	2月
<p>(契約違反)</p> <p>4 市発注工事等の施工等に当たり、第2号に掲げる場合のほか、次に該当したために契約に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 請負人の責めに帰すべき理由により、市発注工事等の完成が遅延したと認められるとき。</p>	
<p>ア 2月以上遅延したとき。</p>	3月
<p>イ 1月以上2月未満遅延したとき。</p>	2月
<p>ウ 1月未満遅延したとき。</p>	1月
<p>(2) 市発注工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p>	
<p>ア 公害対策及び危険防止対策が不良のとき。</p>	3月
<p>イ 工程管理、資材管理、労務管理が不良であるとき。</p>	1月
<p>(3) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p>	1月
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。</p>	
<p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p>	6月
<p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p>	3月
<p>(3) 火災、水害、その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。</p>	6月
<p>6 市発注工事等以外の一般工事等（注2）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合において、当該事故が重大であると認められる（注3）とき。</p>	

(1) 死亡者を生じさせたとき。	3月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	2月
(3) 火災、水害、その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	3月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	4月
(2) 重傷者(注4)を生じさせたとき。	2月
8 市発注工事等以外の一般工事等(注2)の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められる(注3)とき。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2月
(2) 負傷者を生じさせたとき。	1月
(その他)	
9 前各号に掲げる場合のほか、次に該当したため、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 登録業者等又はその役員その他相当の責任の地位にある者(注5)(以下「役員等」という。)が、競争入札に関し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1月
(2) 市発注工事等の受注者又はその下請負人等が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。	3月以上

第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(贈賄)	
1 登録業者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄の被疑事実により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 市の職員等（注6）	12月
(2) 県内の本市以外の公共機関（注7）の職員等	9月
(3) 県外の公共機関（注7）の職員等	6月
(独占禁止法違反行為)	
2 登録業者等が独占禁止法第3条、第8条第1項第1号又は第19条の規定に違反し、次に該当したために市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 登録業者等が次に掲げる工事等に関する違反行為について公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 市発注工事等	12月
イ 県内の一般工事等（注2）	8月
ウ 県外の一般工事等（注2）	4月
(2) 登録業者等が次に掲げる工事等に関する違反行為について公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	
ア 市発注工事等	18月
イ 県内の一般工事等（注2）	12月
ウ 県外の一般工事等（注2）	6月
(競売入札妨害又は談合)	
3 登録業者等が、競売入札妨害又は談合の被疑事実により、次に該当したとき。	
(1) 市発注工事等に関し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18月
(2) 県内の公共工事等（注1）に関し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月
(3) 県外の公共工事等（注1）に関し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6月
(補助金の不正受給を目的とした不正行為)	
4 業務に関し、登録業者等が、補助金等（注8）の不正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等（補助事業等（注9）又は間接補助事業等（注10））（以下「補助事業等」という。）に関し、次のいずれかに該当すると認められるとき。	
(1) 次のア、イに掲げる事業等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第29条若しくは第30条の規定に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 市の事業等	12月
イ 県又は県内の本市以外の市町の事業等	9月
(2) 次のア、イに掲げる事業等について、詐欺（刑法第246条）又は電子計算機使用詐欺（刑法第246条の2の被疑事実により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 市の事業等	12月
イ 県又は県内の本市以外の市町の事業等	9月
(暴力団関係)	

5	警察の確認・通報等により、次に該当することが明らかになったとき。	
(1)	暴力団員が役員として登録業者の経営に関与（実質的に関与している場合も含む。）していること。	24月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(2)	登録業者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注5）として使用し、又は代理人として選任していること。	24月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(3)	登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用したことが明らかになったこと。	12月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(4)	登録業者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。	12月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(5)	登録業者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。	12月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
(6)	入札参加資格者又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負等を行い、その他当該事業者を利用しているとき。	12月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで
	(建設業法違反行為)	
6	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、次に該当したために、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1)	登録業者等が、次の工事等に関し、建設業法違反の被疑事実により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア	市発注工事等	9月
イ	県内の一般工事等	8月
ウ	近畿内の一般工事等	6月
エ	近畿外の一般工事等	3月
(2)	登録業者が、次の工事等に関し、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア	市発注工事等	6月
イ	県内の一般工事等	5月
ウ	県外の一般工事等	3月
(3)	登録業者が、次の建設工事等に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。	
ア	市発注工事等	3月
イ	県内の一般工事等	2月
ウ	県外の一般工事等	1月
	(不正又は不誠実な行為)	
7	登録業者等が不正又は不誠実な行為をし、次に該当したために、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1)	業務に関し、登録業者又はその役員等が、次に掲げる工事等において、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条から第3条の規定に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア	市発注工事等	9月
イ	県内の一般工事等	8月
(2)	業務に関し、(1)に規定する者以外の登録業者等が、次に掲げる工事等において暴力行為等処罰に関する法律第1条から第3条の規定に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア	市発注工事等	6月
イ	県内の一般工事等	5月

(3) 業務に関し、登録業者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6月
(4) 業務に関し、登録業者等が県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2月
(5) 別表第1事故等に基づく措置基準の項並びに別表第2不正行為等に基づく措置基準の項第1号から第6号まで及び第7号の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、登録業者等が、次の工事等において、業務関連法令（注11）に重大な違反（注12）をしたとき。	
ア 市発注工事等	4月
イ 県内の一般工事等	2月
(その他)	
8 別表第1事故等に基づく措置基準の項各号及び前各号に掲げる場合のほか、登録業者等又はその役員等が次に該当したため、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 登録業者又はその役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の被疑事実により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。	6月
(2) 登録業者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
(3) 落札者が、自身の責めに帰すべき事由により契約を締結しなかったとき。	6月
(4) 市が発注する工事等に関し、登録業者等又はその役員等が、宝塚市不当要求行為等対策要綱（平成17年4月1日施行）第2条に規定する不当要求行為等を行ったとき。	12月以内
(5) その他市長が指名停止の措置を必要と認めたとき。	18月以内

(注)

- 1 公共工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。
- 2 一般工事等とは、市発注以外の公共工事及び民間工事等をいう。
- 3 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えた場合並びに安全管理の措置が不適切であったために工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該事故の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等違反の被疑事実により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを市長が知った場合とする。
- 4 重傷者とは、傷病程度が全治30日以上の治療を必要とする者をいう。
- 5 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- 6 職員等とは、知事、市長、議会の議員等の特別職の公務員及び一般職の公務員をいう。
- 7 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。
- 8 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は、地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- 9 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事業又は事務をいう。
- 10 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。
- 11 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表2不正行為等に基づく措置基準の項第7号（5）による指名停止措置の対象ではない。
 - (1) 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制等の環境保全関連法令
 - (3) 建築基準法等の建築関係法令
 - (4) 刑法、道路交通法等の業務に関する規定
- 12 重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。